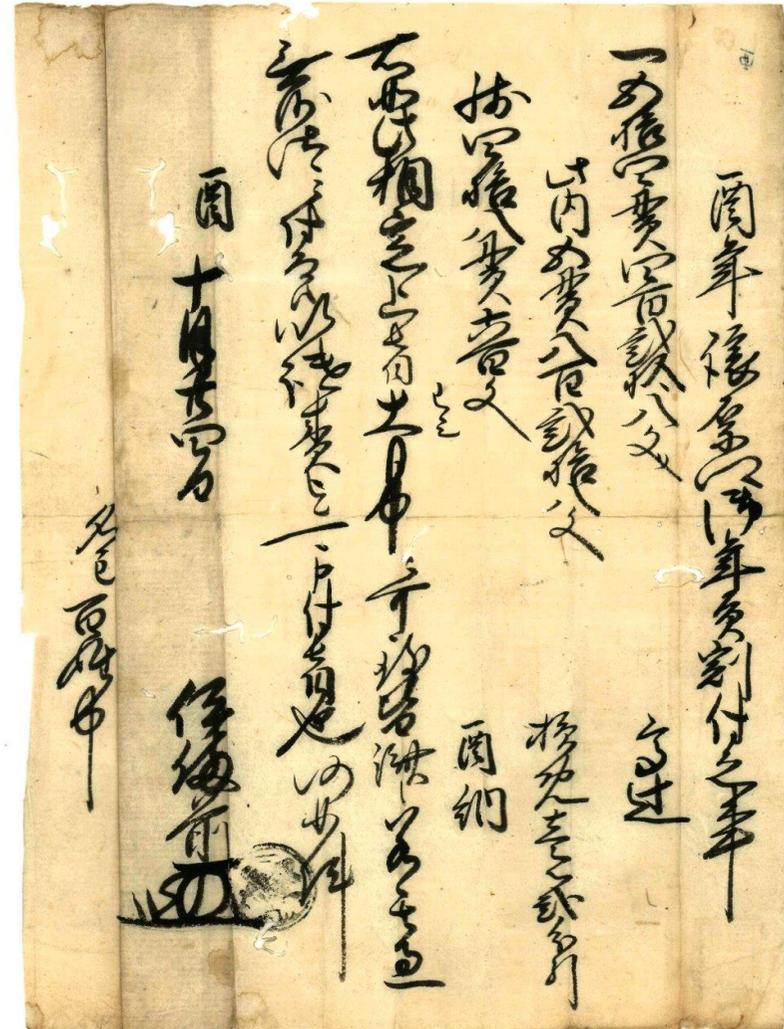


27 酉年 讓原郷御年貢割付之事

酉（慶長14年）（1609年）10月24

この文書は、幕府領緑野郡讓原郷（現藤岡市讓原）に対して領主（代官）が出した村への年貢の請求書である年貢割付状です。この割付状にはまず高辻（村高）54貫428文が記載され、残りの48貫600文がこの年の年貢高とされ、11月中に皆済するよう命じられています。差出人の伊奈備前守忠次（幕府代官頭）は、慶長3年讓原郷で検地を行い、翌年に最初の年貢割付状を出しています。またこの割付状は、江戸時代の一般的な石高ではなく、戦国時代の名残である永高（銭によって村高を換算）が表示されていることが特徴です。

山田松雄家文書 P8217 No.2092



【27】 酉年讓原郷御年貢割付之事（P8217 山田松雄家文書 No.2092）

〔読み下し文〕

酉年讓原郷御年貢割付之事

一、五拾四貫四百式拾八文

高辻

此内五貫八百式拾八文

損免壹之式分引

残四拾八貫六百文

酉納

已上

右、此の如く相定むる上は、十一月中に皆済致すべく候、若し其の無沙汰過ぐるに付いては、譴責を以つて申し付くべきもの也、仍つて件の如し、

酉十月廿四日

伊奈備前（花押）



名主百姓中